



2020年10月8日

 文部科学大臣政務官 鰐淵　洋子 殿

 認定特定非営利活動法人

 ＤＰＩ日本会議 議長 平野みどり

インクルーシブ教育推進の基礎的環境整備に関する緊急要望書

 貴省におかれましては、障害のある児童・生徒のインクルーシブ教育実現に向け、日々ご尽力いただきありがとうございます。

 私たちDPI日本会議は、DPI（障害者インターナショナル）の国内組織として1986年に発足し、障害の有無によって分け隔てられることのない共生社会の実現に向け取り組みを進める、全国95の加盟団体からなる障害当事者団体の連合体です。国連経済社会理事会の特別諮問資格を持ち、国内外で活動しております。

 私たちは結成当初から、障害のある児童・生徒と障害のない児童・生徒が、地域の同じ学校へ通い、ともに学ぶインクルーシブ教育の実現を目指して活動しています。

 今年度「高齢者、障害等の移動円滑化促進に関する法律」（バリアフリー法）が改正され、地域の小中学校にバリアフリー整備義務が課せられることになりました。また新型コロナウイルス感染症で学校が休校を余儀なくされる中、小規模な学級編成の案が出されるなど対策が検討されているところですが、その下でインクルーシブ教育が更に進むことを、期待しています。

 上記の認識の下、インクルーシブ教育を更に推進するため、その基礎的環境整備に関する項目に関して、以下緊急に要望させて頂きます。

1. 文部科学省・調査研究協力者会議の「学校施設におけるバリアフリー化の加速に向けた緊急提言」（９月１８日公表）には「５年間に緊急かつ集中的に整備を行う」と記されました。
2. ５年間に緊急かつ集中的に整備」が進むよう十分な予算を確保するとともに、どの地域においてもバリアフリー化が進むよう、既存の学校整備に関する国庫補助に関して、実態に合わせた単価設定とした上で国の補助率を現行の3分の1から大幅に引き上げて下さい。
3. バリアフリー設備の維持管理に関する費用も確保できるように予算措置して下さい。
4. 今年７月に経済財政諮問会議の原案に示された「小中学校の学級規模を30人程度とする案」の実現に向け、検討を進めて下さい。またその際には「障害のある児童・生徒と障害のない児童・生徒が、ともに学ぶ」ことができるよう、さまざまな法令改正も行うようにして下さい｡
5. 特別支援教育就学奨励費については、2013年の学校教育法施行令改正から就学の仕組みの変更に伴い、特別支援学校・特別支援学級・通常の学級、それぞれに同じ障害程度の児童・生徒が在籍することを踏まえ、障害のある児童・生徒が「どこに在籍しても、同じ就学奨励費が出るよう」にして下さい。

また、現在対象になっていない高等学校についても、就学奨励費の対象にするようにして下さい。

1. その他、日本におけるインクルーシブ教育の推進の課題に関して、継続的に話し合いの場をもつことをご検討ください。

以上